

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月27日（平成29年（行情）諮問第522号）

答申日：平成30年4月23日（平成30年度（行情）答申第16号）

事件名：大阪労働局各部署で作成又は取得された特定年度の業務に関する計画
が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪労働局各部署で作成又は取得された平成29年度の業務に関する計画がわかるもの（例：労働保険・労災補償業務実施計画）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月25日付け大開第29-67号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

業務に関する計画（例：労働保険・労災補償業務実施計画）が記載された文書については特定可能と考えられる。

（2）意見書

業務に関する計画（例：労働保険・労災補償業務実施計画）が記載された文書については特定可能と考えられます。大阪労働局からの補正依頼文書（大開第29-67号）では、単に「法4条1項2号にて求められている行政文書を特定に足りる事項が記載されているとは認められません。」としか記載されていません。今回開示対象文書の例示として、「労働保険・労災補償業務計画」を挙げさせていただきました。開示請求の趣旨は明確であったと思います。なにも文書特定できない理由を示さず、不開示とされても、こちらは対応のしようがありません。（例えば「〇〇の用語の定義が不明」など、何かしらの文書特定できない理由の提示がありませんと、補正の方向性がわかりません。）これは外部の

人間が労働局作成の具体的な文書名称を完全には把握できないためです。大阪労働局からの情報提供（補正の参考となる情報の提供）はありませんでした。行政機関がどのような業務に関する計画を立てて業務にあっているかについては、住民に大きな影響を与える事項であり、積極的に国民に情報公開していく事項であると考えられます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月9日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年9月25日付け大開第29-67号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年10月1日付け（同月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年8月9日付けで、請求者が「大阪労働局各部署で作成又は取得された平成29年度の業務に関する計画がわかるもの」についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、平成29年9月5日付け及び同月12日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかしながら、平成29年9月10日付け及び同月21日付けであった請求者からの回答において、補正に応じる意思は認められず、したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月25日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

請求者は処分庁に対して、「大阪労働局各部署で作成又は取得された平成29年度の業務に関する計画がわかるもの」の開示を求めているが、処分庁の所掌する業務は多岐に渡っており、その執行体制も業務内容に応じて、部、課室、係といった様々な単位が存在している以上、請求内容は包括的であると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、請求者に対し、処分庁の組織及び所掌する事務を示したうえで、開示を希望する業務の内容を特定するよう2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めているが、請求者はこれに応じる意思を示すことはなかった。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月13日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月8日 審議
- ⑤ 同年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求書における対象文書の特定について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3。以下同じ。）において、対象文書の特定について、以下のとおり説明する。

審査請求人は、処分庁に対して、「大阪労働局各部署で作成又は取得された平成29年度の業務に関する計画がわかるもの」の開示を求めているが、処分庁の所掌する業務は多岐に渡っており、その執行体制も業務内容に応じて、部、課室、係といった様々な単位が存在している以上、請求内容は包括的であると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して更に説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

大阪労働局の各所管課において策定する事業実施計画や目標の数は、各所管課によってばらつきはあるものの多数に上り、例えば職業対策課所管の生活保護受給者等就労自立促進事業において38自治体と協定書を締結し、38事業実施計画を作成している。

また、各所管課において取得された業務に関する計画も多数あり、例えば雇用保険課においては、平成28年度、所管する約35種類の助成金について、これを申請する事業主から、約46,000件の計画届を受理している。

ウ 上記ア及びイの諮問庁の説明を踏まえると、開示請求書に記載された「大阪労働局各部署で作成又は取得された平成29年度の業務に関する計画がわかるもの」という文言だけでは、審査請求人が開示を求める行政文書を特定することは困難であると認められ、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず、文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

(2) 求補正の手続の妥当性について

ア 諮問庁は、理由説明書において、補正の経緯について、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、平成29年9月5日付け及び同月12日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、平成29年9月10日付け及び同月21日付けであった審査請求人からの回答において、補正に応じる意思は認められず、したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同月25日付けで原処分が行われたものである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された上記アの処分庁から審査請求人に対して送付された求補正文書及び審査請求人から処分庁に対する回答文書を確認したところ、おおむね以下のとおりである。

(ア) 平成29年9月5日付けの求補正文書には、行政文書の特定に足りる事項が記載されていないとして、「請求する行政文書の名称等」が特定できるよう、「厚生労働省組織規則（抜粋）」を参考資料として添付した上で、相当の期間（10日）を定めて、行政文書の名称、開示を希望する業務内容について回答してほしい旨記載されている。

(イ) これに対して、平成29年9月10日付けの審査請求人からの回答文書には、追加の説明等はない旨記載されている。

(ウ) そこで、処分庁は、平成29年9月12日付けの求補正文書により、再度、開示を希望する具体的な行政文書が記載されていないとして、「請求する行政文書の名称等」が特定できるよう、相当の期間（10日）を定め、平成29年9月5日送付の「平成29年度大阪労働局行政運営方針について」を参考にして、行政文書の名称、開示を希望する業務内容について回答してほしい旨依頼している。

(エ) これに対する平成29年9月21日付けの審査請求人からの回答文書には、補正は行わない旨が記載されている。

ウ 以上のように処分庁が審査請求人に対して行った形式上の不備に係る求補正は、開示を請求する行政文書の特定を求めるものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の求補正は、法4条2項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

(3) したがって、本件開示請求には、上記(1)のとおりに、開示請求に係る文書不特定という形式上の不備があると認められ、上記(2)のとおりに、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理

由として原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子